○函館工業高等専門学校特別功績教員授与規程

平成18年3月6日

函高専達第36号

函館工業高等専門学校特別功績教員授与規程

(特別功績教員)

第1条　函館工業高等専門学校の教授，准教授，講師(常勤の者に限る。以下同じ。)又は助教として定年により退職した教員で，教育上又は学術上の功績があった者に対し，函館工業高等専門学校特別功績教員(以下「特別功績教員」という。)の称号を授与する。

(授与)

第2条　前条に該当すると思われる者があったときは，学科長，一般人文系長及び一般理数系長は，功績調書，その他参考となる資料を添え，校長に推進するものとする。

2　前項により推薦があった場合，校長は運営会議に諮り，その意見を参考にして適格者を決定し，特別功績教員の称号を授与する。

(辞令書)

第3条　特別功績教員の称号の授与は，別紙の辞令書の交付をもって行う。

附　則

この規程は，平成18年3月6日から施行する。

附　則

この規程は，平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成28年4月11日函高専達第28号)

この規程は，平成28年4月11日から施行し，平成28年4月1日から適用する。

別紙(第３条関係)

第　　号

本籍
氏名
　　年　　月　　日生

　あなたは多年本校に勤務し，教育・学術上特に功績があったので，函館工業高等専門学校特別功績教員の称号を授与する。

年　　月　　日
函館工業高等専門学校長